平成２１年（フ）第１９０号
静岡県富士宮市大岩363番地の10、前住所静岡県富士宮市舟久保町28番地の１　市営粟倉住宅Ｆ棟43号、前々住所静岡県富士宮市黒田287番地の１の２、前々々住所静岡県富士市平垣町６番28―104号　サンハイツ平垣
債務者　朝比奈直美
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２５９号
静岡県富士市今泉2282番地の２　市営住宅駿河台団地北棟306号
債務者　土屋　夏美
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第８０５号
川崎市川崎区旭町２丁目７番３号　三ッ矢荘203
債務者　藤田　安治
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６号
川崎市川崎区池上町９番10号　池上コーポ202
債務者　齋藤　清美
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３６６号
釧路市新釧路町９番５号
債務者　八幡　勝義
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３７５号
釧路市文苑４丁目61番13号
債務者　岡部　和恵
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１１号
栃木県佐野市若宮上町８番地14　館野アパートⅠ号棟
債務者　篠﨑　純一
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１２号
栃木県足利市山川町70番地５
債務者　須長　玲子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１３号
栃木県足利市八幡町２丁目14番地８　ルツェルン弐番館106号室
債務者　渡辺　麗子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第７０８号
静岡県浜松市東区中野町4284番地の３
債務者　杉山富司夫
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第１３５号
岐阜県瑞浪市土岐町6028番地の２
破産者　宮地建設一級建築士事務所こと　宮地　美之
法定代理人成年後見人　宮地　寿尭
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２０年（フ）第３４４号
熊本県天草郡苓北町坂瀬川９番地
破産者　有限会社田尻工務所
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第５７号
沖縄県名護市宮里５丁目８番40号　ドリーム名護307号、住民票上の住所沖縄県名護市大南２丁目１番43号
破産者　名護　朝敬
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２０年（フ）第１１６５号
熊本市長嶺南３丁目２番72―３号
破産者　西村　誠優
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２７１号
宮崎県東諸県郡国富町大字深年4101番地３
破産者　伏田三枝子
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係